

令和2年（ワ）第26002号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

第1準備書面

5

令和3年4月30日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中山純子



第1 被告の不法行為とそれによって侵害された原告らの権利・利益

10 1 被告が実施した一連の入学者選抜手続きが女子受験生に対する差別行為
であり全体として違法であること

(1) 入学者選抜は、一連の手続きから構成されるひとつの「体制」であるこ
と

15 ア 学校教育法第3条等に基づく文部科学省令である大学設置基準は、「大
学を設置するのに必要な最低の基準」（1条2項）であり、「大学は、こ
の省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることは
もとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない（同条3
項）」とされている。

20 イ そして、大学設置基準第2の2は、入学者の選抜は「公正かつ妥当な
方法により、適切な体制を整えて行」われるべきものと規定している。

ウ 当該規定からも明らかなように、入学者の選抜とは、大学の教育を受
けるに相応しい学生の選抜を目的として一連の手続きから構成された
「体制」を整えて行われるものであり、単に、試験の実施や可否の判定
などの個別手続きが集合したものではない。

25 エ 大学（を運営する学校法人）は、各年度における入学者選抜の実施に

先立ち、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）をはじめとした全体的な計画を定め、それに基づき入学者選抜の実施体制を整える。

5 オ そして、入学者選抜の体制は、アドミッション・ポリシー等学生選抜の方針に沿った評価方法の決定、募集要項の公表、試験日程の実施、合
5 否の判定、発表といった一連の手続きによって構成される（甲 12 [手続
①～手続⑧]）。

(2) 女性であるという理由で一律に女子受験生を不利益に取り扱う属性調整を被告が行っていたこと

10 ア 志願票及び調査書の評価について男女で一律に算出される点数差となっていること

被告の平成 27 年度入試から平成 30 年度入試において、志願票及び調査書の評価について、点数の集中している点数帯を整理すると、男女の点数差は、平成 27 年度が 18 点、平成 28 年度が 19 点、平成 29 年度が 60 点、平成 30 年度が 80 点であり（訴状第 3 の 1 p 4 乃至 7）、
15 被告に入学した者のうち 83% から最大約 96% の入学者が、現浪区分が判明した第 2 次試験受験者のうち約 83% から最大約 96% の受験者が、性別及び現浪区分に応じて一律に算出される点数を獲得していた（訴状第 3 の 1 (5)）

イ 入試管理システム操作画面に属性調整に関わる記載があること

20 被告の平成 28 年度入試管理システムの操作画面には、「男性調整」欄が存在し、同年度の男女点数差の 19 点と同じ数字の「19.0」が記入されている（訴状第 3 の 2）

ウ 模擬採点結果と実点数等との差異

被告の第三者委員会が性別・年齢・現浪区分等を黒塗りにして行った
25 模擬採点では、実点数が低い評価であった女性・多浪生の志願票及び調査書が高く評価される傾向にあった（訴状第 3 の 3）

エ 2次調整合計という項目の存在

平成27年度から平成30年度の大半の第2次受験生の受験者番号・性別・年齢・現浪区分・第2次試験科目の合計点と科目ごとの内訳が記載された「入試情報」と題するシートを含むエクセルファイル（以下、「本件エクセルファイル①」という。）には、志願票及び調査書とはおよそ関係のない名称である「2次調整合計」という項目が設定されていた（訴状第3の4）。

オ 統計学的に男女の得点差が偶然の結果ではありえないこと

（ア）文部科学省は、被告の第三者委員会が作成した調査報告書において、平成27年度から平成30年度の「2次試験受験者点数分析」として示されたデータが、どの程度統計学的に有意な偏りを有するのかを分析した（「聖マリアンナ医科大学第2次受験者点数分布の性差の統計的有意性」甲13）。調査報告書に示された受験者の点数分布には、男女間に系統的な差があるところ、この男女間の系統的な差の原因が、男女に能力差が生じているために得点分布の平均値に偏りが生じているのか、あるいは、女性に不利な意図的な点数調整が行われたのかについて分析している。当該分析は、男女で同一得点を有する受験者が平成27年度から平成29年度までは1名もいないことを指摘したうえで、唯一平成30年度に女性1名が男性群の得点と一致したことは異常であると指摘している。そして、当該分析は、仮に、男女間に能力差があり男性得点分布の方が女性得点分布より高い平均を有していたとしても、男性と女性で同様の能力を有する者は同一得点になる可能性が存在するはずであるところ、男性の高得点者と女性の高得点者、男性の低得点者と女性の低得点者の中で、同一得点者が存在しないことは、性による能力差仮説では説明できず、何らかの人為操作が行われた証左であると指摘している。

(イ) 当該分析において指摘されている平成27年度から平成30年度の
2次試験受験者の点数パターンは次のとおりである。

平成27年度

| 得点(点) | 女性 140 名 (人) | 男性 203 名 (人) |
|-----------|--------------|--------------|
| <u>0</u> | <u>38</u> | <u>0</u> |
| <u>10</u> | <u>36</u> | <u>0</u> |
| <u>18</u> | <u>0</u> | <u>76</u> |
| <u>20</u> | <u>40</u> | <u>0</u> |
| <u>28</u> | <u>0</u> | <u>46</u> |
| <u>30</u> | <u>19</u> | <u>0</u> |
| <u>38</u> | <u>0</u> | <u>47</u> |
| 40 | 2 | 0 |
| <u>48</u> | <u>0</u> | <u>24</u> |
| 50 | 5 | 0 |
| 58 | 0 | 4 |
| 68 | 0 | 4 |
| 78 | 0 | 2 |
| | 6 通り | 7 通り |
| | 13 通り | |

5 被告の平成27年度第2次試験の受験者343名のうち、男性203名全員が7通りだけに、女性140名全員が男性の得点以外の6通りに集中している。

平成28年度

| 得点 (点) | 女性 164 名(人) | 男性 229 名 (人) |
|--------|-------------|--------------|
| -51 | 1 | 0 |

| | | |
|-----------|-----------|------------|
| <u>0</u> | <u>48</u> | <u>0</u> |
| 10 | 2 | 0 |
| <u>19</u> | <u>0</u> | <u>100</u> |
| <u>22</u> | <u>47</u> | <u>0</u> |
| 29 | 0 | 5 |
| <u>32</u> | <u>57</u> | <u>0</u> |
| 35 | 2 | 0 |
| 39 | 0 | 1 |
| <u>41</u> | <u>0</u> | <u>49</u> |
| 42 | 7 | 0 |
| <u>51</u> | <u>0</u> | <u>55</u> |
| 54 | 0 | 1 |
| <u>61</u> | <u>0</u> | <u>16</u> |
| 71 | 0 | 2 |
| | 7 通り | 8 通り |
| | 15 通り | |

被告の平成28年度第2次試験の受験者393名のうち、男性229名全員が8通りだけ、女性164名全員が、それ以外の7通りに集中している。

平成29年度

| 得点 (点) | 女性 163 名 (人) | 男性 182 名 (人) |
|-------------|--------------|--------------|
| <u>-100</u> | <u>11</u> | <u>0</u> |
| <u>-40</u> | <u>0</u> | <u>28</u> |
| -36 | 1 | 0 |
| -16 | 2 | 0 |

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| <u>0</u> | <u>59</u> | <u>0</u> |
| 10 | 1 | 0 |
| 20 | 1 | 0 |
| 24 | 0 | 6 |
| 44 | 0 | 1 |
| <u>60</u> | <u>0</u> | <u>90</u> |
| <u>64</u> | <u>62</u> | <u>0</u> |
| 70 | 0 | 3 |
| 74 | 1 | 0 |
| 80 | 0 | 1 |
| <u>84</u> | <u>25</u> | <u>0</u> |
| <u>124</u> | <u>0</u> | <u>41</u> |
| 134 | 0 | 2 |
| 144 | 0 | 8 |
| 154 | 0 | 2 |
| | 9 通り | 10 通り |
| | 19 通り | |

被告の平成29年度第2次試験の受験者345名のうち、男性182名全員が10通りだけ、女性163名全員が、それ以外の9通りに集中している。

平成30年度

| 得点（点） | 女性 167 名（人） | 男性 225 名（人） |
|-------|-------------|-------------|
| -180 | 1 | 0 |
| -124 | 3 | 0 |
| -100 | 0 | 5 |

5

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| <u>-80</u> | <u>14</u> | <u>0</u> |
| -76 | 1 | 0 |
| -44 | 0 | 6 |
| -24 | 9 | 3 |
| -20 | 0 | 2 |
| 0 | 25 | 27 |
| 4 | 0 | 4 |
| <u>24</u> | <u>33</u> | <u>0</u> |
| 44 | 0 | 5 |
| <u>56</u> | <u>0</u> | <u>39</u> |
| 61 | 0 | 1 |
| <u>64</u> | <u>49</u> | <u>0</u> |
| <u>80</u> | <u>0</u> | <u>32</u> |
| <u>84</u> | <u>29</u> | <u>0</u> |
| 85 | 0 | 1 |
| 89 | 1 | 0 |
| 94 | 1 | 0 |
| <u>104</u> | <u>1</u> | <u>37</u> |
| 114 | 0 | 1 |
| <u>144</u> | <u>0</u> | <u>52</u> |
| <u>164</u> | <u>0</u> | <u>10</u> |
| | 12 通り | 15 通り |
| | 24 通り | |

被告の平成30年度第2次試験の受験者392名のうち、男性225名の得点は15通り、女性167名の得点は12通りである。そして、こ

の得点の中で、男性と女性が混在している得点は、104点、0点、24点の3通りのみである。

(ウ) 平成27年度から平成30年度の2次試験受験者の得点について、上記(イ)の得点パターンが偶然起きる結果を計算すると、偶然に生じる確率はほぼ0となると分析がなされている。加えて、上記各一覧表のうち、二重下線の部分は、この点数が有意水準0.1%で偶然とは言えない偏りであることも分析されている。以上の分析から、平成27年度から平成30年度の4年間にわたって、入試得点が男女で異なる値をとっていることは偶然とはいえず、ここで観察できる有意性は、通常統計的検定で用いる1%、5%といった有意水準とは比較にならないほど強いものであり、したがって、何らかの原因があり偏りが生じていることは、統計的には明らかであると指摘されている。

(エ) そして、このような偏りの原因として、男女の能力差によるものであることは統計学上否定されている。すなわち、男女の能力差が顕著で男性全員が女性全員より高い得点をとるような現象が観察されるなら能力差仮説に基づく偏りと判断もできるものの、実態は、上位得点、中位得点、下位得点いずれにも、男性だけあるいは女性だけしか存在しない得点が存在し、それらの中には偏りに関するp値¹が0.001以下のものが4年次にわたり観察され、単なる受験者の能力差でこの種の得点割り付けの偏在が起きたとは考えられないと分析されている。

(オ) 以上のことから、平成27年度から平成30年度の被告の第2次試験において、別々の与えられた得点に男女が作為的に割り付けられたと、統計学的に結論づけられている。

¹ 統計的仮説検定において、帰無仮説の元で検定統計量はその値となる確率のこと。p値が小さいほど、検定統計量はその値となることはあまり起こりえないことを意味する。一般的にp値が5%または1%以下の場合に帰無仮説を偽として棄却し、対立仮説を採択する(出典 <https://bellcurve.jp/statistics/glossary/2172.html>)

カ 上記ア乃至エのとおり、関係者に対するヒアリング、関連資料の分析、
フォレンジック調査、ホットライン調査、現地実査、専門家からの意見
聴取を行った結果、第三者委員会は、被告の平成27年度入試から平成
30年度入試について、性別による一律の差別的取扱いが行われたと認
定している（甲2 p52）。そして、上記オのとおり、統計学的分析におい
ても、同様に、別々の与えられた得点に、男女という性別で、作為的に割
り付けられていると結論づけられている。

よって、被告が平成27年度から平成30年度入試において、女性であ
るという理由で一律に女子受験生を不利益に取り扱う属性調整を行って
いたことは、第三者委員会の司法的手法による分析結果からも、統計学的
分析結果からも、明白である。

2 被告における属性調整を含む入学者選抜体制の構築と実施

(1) 被告の入試委員会の構成

被告では、入試委員会が入学試験の実施及び選抜に関する事項を所掌し
ている（甲2 p55）。入試委員会は、教授会に設置されている常置委員会で、
一般入学試験の実施・選抜に関することを審議事項とし、学長の委嘱を受
けた教授、准教授または講師で構成されていた（甲2 p15）。被告の平成27
年度から平成30年度入試においては、入試委員会は、8名の入試委員で
構成され、うち1名が入試委員長、2名が副委員長という体制であった（甲
2 p55）。入試委員長は、学長の指名により、副委員長は、委員長の指名に
よりそれぞれ選任され、平成27年度から平成30年度入試を担当した入
試委員は、いずれも教授であった（甲2 p15）。入試委員の任期は原則3年
であるが、再任は妨げられず、被告では、入学者選考の継続性に鑑み半数
改選を原則とし、2期6年間、入試委員を務めることが通例であった（甲
2 p15）

(2) 被告における入試委員会の位置づけ

被告では、学長が入学手続を終えた者に入学を許可しており、最終的な許可権者は学長とされている。もともと、学生の入学に関する事項は、教授会の審議事項の1つであり、教授会の下に、一般入学試験の実施・選抜に関する事等を審議するために、入試委員会が常置されている（甲2
5 p16）。

そして、被告では、医学部の教育に関する校務を総括する者は医学部長であり、医学部長が入試委員会を管掌しているため、入試委員会は、審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告することとなっている（甲
2p16）

10 (3) A元入試委員長らの志願票・調査書の採点方法

A元入試委員長らの主張によると、A元入試委員長らは、第2次試験の翌日及び翌々日に、入試作業室において、第2次試験受験者400名前後の志願票・調査書のコピーを3部用意し（又は教務課の担当者に用意させ）、まずは入試委員長及び入試副委員長の3名で50名程度の採点を行い、
15 採点方針について概ねの共通認識を形成した。その上で、各入試副委員長それぞれが担当する志願票又は調査書の採点を行い、入試委員長が「資質上の疑義」について採点した。志願票・調査書の採点結果は、入試委員長と入試副委員長の3名で採点した約50名程度を除き、各入試副委員長が採点結果を入試委員長に口頭又は手書きのメモで報告した。報告を受けた
20 入試委員長は、平成28年度入試から平成30年度入試については、「資質上の疑義」について採点し加味した上で、合計点を計算し、入試作業室のパソコンを用いて入試管理システムに入力した（甲2 p37～38）。

(4) 入試委員会の会議状況

被告の入試委員会の会議は、毎年9月頃までは月に1回、入学試験が
25 本格化する10月頃以降は月に2回程度の頻度で開催されていた。入学試験に関する事項については、これらの会議において、入試委員全員が

議論に参加し決定されていた。そして、入試委員会における第2次試験の合否判定会議に際し、配布された資料等から入学試験要項に記載されていない配点がなされていたことは、複数の入試委員が認識していた(甲2p55)。にもかかわらず、合否判定会議やその後の入試委員会において、
5 入試委員会の事前審議や事前決定を経ていない配点について入試委員がA元入試委員長らに指摘したり、問題提起したりすることはなかった(甲2p55)。

(5) 男性医師偏重の意識

第三者委員会は、被告の役員、教職員及び職員(以下「役職員」という。)並びに元役職員ら(以下、役職員と併せて「本件ヒアリング対象者」という。)40名に対し延べ48回のヒアリング(以下「本件ヒアリング」という。)を実施している(甲2p7)。本件ヒアリングでは、少なくない数の本件ヒアリング対象者が①診療科ごとにおける男女比の偏り、②医療現場において女性医師による出産・育児・家事等に伴う短時間勤務への変更や休職、離職等への対応が実際には困難であること等を理由として、
10 医療界の現実的な運営を考えると一定数の男性医師の確保が欠かせない旨の意見が述べられたと報告されている(甲2p58)。より具体的には、子育てによる早退はやむを得ないが、その穴をどのように埋めて患者にどのように対応するのかという問題がある、病棟を維持するためには男性医師の方がやりやすいということが現実にはある、女性医師が増えると休職する医師が生じる可能性が高まり現場で他の医師に負担が増える、男性医師の方が激務に耐えることができる等の供述があったと報告されている(甲2p58)。そして、「男性医師の確保は必要である」という意識が入試委員らの中にも存在し、それが入学試験の運営にも影響を及ぼし、
15 20 25 本件差別的取扱いに結びついた可能性は否定できないと結論づけられている(甲2p58)

(6) 小括

上記第2の1の(2)で述べたとおり、女性であるという理由で一律に女子受験生を不利益に取り扱う属性調整を被告が行っていたことは、第三者委員会の司法的手法による分析結果からも、統計学的分析結果からも疑
5 う余地がない。

入学者の選抜は、大学の運営に直結する重大事項であるからこそ、教授会に設置された常置委員会として組織された入試委員会が所掌している
10 ののである。そのため、A元入試委員長らの3名のみが個人的見解に基づき、入学者の選抜に関わる事項を決定できるはずがない。

入試委員会における第2次試験の合否判定会議に際し、配布された資料
15 等から入学試験要項に記載されていない配点がなされていたことは、複数の入試委員が認識しえる状況にあった。にも関わらず、この点について、入試委員会では、何らの指摘も問題提起もなされていない。入試委員らが何らの指摘も問題提起もしてこなかったのは、入学試験要項に記載されて
20 いない配点、すなわち、女性という属性に着目して点数調整し女子受験生を差別する配点が、あからさまな性差別であるにも関わらず、女性医師よりも男性医師の確保のためには必要不可欠な手段であり、男性医師偏重の意識を持つ入試委員らにとっては、男性医師確保という命題のもとには、女子受験生を差別する事など些末なことにすぎなかったということを表
25 している。だからこそ、入試委員らは、女性という属性に着目して点数調整をする配点を、黙認し続けてきたのである。

したがって、入試委員会は、一律に女子受験生を不利益に取扱う属性調整を含む入学者選抜試験体制を構築しこれを遂行することを、少なくとも平成27年度から平成30年度入試において、受験生を募集する時点で、
30 被告の組織として予め決定していたというべきである。

3 入学者選抜体制が差別的意図に貫かれ実施されてきたこと

(1) 被告は、遅くとも平成27年度以降、平成30年度に至るまで、「公正、公平な試験を実施した場合よりも女子受験生の合格者数を抑制する」という、明確な女子受験生に対する差別的な意図に基づき、組織的に、その実現のための仕組みを備えた入学者選抜体制を実施してきた。

5 (2) 敷衍すれば、被告は、女子受験生に不利益な属性調整を組み込んだ採点・評価方法を、入学者選抜の実施に先立って予め検討・決定したうえで、受験生を募集し、試験を実施し、採点段階で実際に属性調整を行い合否判定を行ってきた（甲12手続①～⑧）

10 (3) しかも、被告は、差別的な入学者選抜を行っていることを外部に秘したまま、次年度の募集要項を作成して受験生の募集を行い、あたかも被告における入学者選抜は、「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」っているかのように装ってきたのである。その結果、少なくとも4年間にわたって、被告の女子受験生に対する差別的な入学者選抜体制は、非難を浴びることなく温存されてきた。

15 4 女子受験生の合格者数を抑制する目的が男女別の合格率の差として実現していること

(1) 実際、被告の女子受験生の合格者数を抑制する目的は、属性調整を含む入学者選抜体制のもと、男女別の合格率の差として表れている。

20 (2) 被告の一般入学者試験における男女別の合格率は以下のとおりであり（甲2p26）、いずれの年度においても、女性の合格率が男性の合格率よりも顕著に低かった。そして、平成25年度から平成28年度まで、女性の合格率は増加傾向にあった。

| 年度 | 男性合計 | 女性合計 |
|--------|-------|-------|
| 平成25年度 | 67.7% | 32.3% |
| 平成26年度 | 63.2% | 36.8% |

| | | |
|--------|-------|-------|
| 平成27年度 | 61.4% | 38.6% |
| 平成28年度 | 56.8% | 43.2% |
| 平成29年度 | 59.6% | 40.4% |
| 平成30年度 | 72.9% | 27.1% |

(3) 被告の合格者に占める女性で18歳以下の合格者の割合（推薦入学試験等を含む）と全国の合格者に占める女性で18歳以下の合格者の割合（推薦入学試験等を含む）は、以下のとおりであり（甲2p26～27）、全国と比べても概ね低かった（甲2p25）。

| 年度 | 被告 | 全国 |
|--------|-------|-------|
| 平成25年度 | 12.4% | 13.9% |
| 平成26年度 | 11.5% | 13.3% |
| 平成27年度 | 7.0% | 13.1% |
| 平成28年度 | 4.7% | 12.6% |
| 平成29年度 | 13.8% | 13.8% |
| 平成30年度 | 23.6% | 14.2% |

(4) そして、被告の平成29年度入試及び平成30年度入試の合格者（一般入学試験のみ）は、以下のとおりであり（甲2p26）、平成28年度入試以前の合格者と比べ、女性で20歳以上の合格者が極端に少なくなっている（甲2p25）。

| 年度 | 20歳 | 21歳 | 22歳 |
|--------|-----|-----|-----|
| 平成25年度 | 13名 | 8名 | 3名 |
| 平成26年度 | 19名 | 4名 | 2名 |
| 平成27年度 | 22名 | 11名 | 11名 |
| 平成28年度 | 43名 | 9名 | 21名 |
| 平成29年度 | 4名 | 1名 | 1名 |

| | | | |
|--------|----|----|----|
| 平成30年度 | 1名 | 0名 | 0名 |
|--------|----|----|----|

(5) さらに、平成30年度入試においては、合格者に占める女性の割合が27.1%となっており、平成29年度入試の40.4%であったのに比べ顕著に低下している（甲2p26）

(6) このように、女子受験生の合格者数を抑制する目的は、被告がこれを秘したまま属性調整を含む入学者選抜を実施してきたことで、女子受験生の合格率が男子受験生の合格率に比べて顕著に低く、女子受験生の合格率が全国と比べても概ね低く、平成29年度及び平成30年度における女子合格者数の極端な減少に表れている。

5 被告の各年度の一連の入学者選抜体制手続が全体として違法な差別行為
10 であること

(1) 入学者選抜の目的は、いうまでもなく、「当該教育機関（大学）における高等教育課程を受けるのに適格性を有する者の選抜」である。被告は、アドミッション・ポリシーにおいて、「キリスト教的人類愛に基づき、病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、医学・医療の実践者としての確かな専門知識、豊かな感性ならびに高い能力を有している医師の育成」を謳い、求める学生像として、医師としての「品格」「倫理観」「誠実さ」を掲げている。

(2) しかるに、被告が実際に行ってきた入学者選抜では、上記のポリシーや求める学生像に反し、女子受験生の合格者数を抑制する目的が設定されており、これを達成・実現するため、入学試験要項に記載されておらず、入試委員会での事前審議や事前決定を経ていない配点で、志願票・調査書の評価を行い、組織的かつ継続的に、女子受験生を一律に不利益に取り扱ってきた。これは、女子受験生に対する性別を理由とした差別にほかならない。

(3) ここで、「女子に対する差別」の定義について、女子に対するあらゆる

形態の差別の撤廃に関する条約第1条は、次のように定めている。「性に基づく差別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいなかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」(下線は代理人において付した。)同条約の定義に則していえば、被告の平成27年度乃至平成30年度の各入学者選抜体制は、女子が男子と同一の入学者選抜試験や教育を受ける権利及び基本的自由を享有し行使することを害する、あからさまな女子受験生差別を内包したシステムである。

(4) 被告が実施した入学者選抜体制において、募集要項の公表、試験日程の実施、属性調整による採点、合否の判定等といった一連の手続き(甲12③～⑧)が、各々女子の合格者を抑制するという差別的な目的を実現するための不可分な要素として有機的に機能することで、実際に女子の合格率・合格者数を抑制してきたのであるから、少なくとも平成27年度ないし平成30年度の各年度の「一連の入学者選抜手続の全体」(甲12①～⑧)は、原告ら女子受験生に対する一個の違法な差別行為である(以下、被告の各年度における入学者選抜手続全体を「本件入学者選抜行為」という)。

(5) 本件入学者選抜行為の違法性が著しいこと

ア 私立大学といえども、高度に公の性質を有するものであり(教育基本法第6条1項、同第2項)、憲法に定められた諸規定の趣旨を尊重する義務、及び教育基本法等その他の法令に従う義務がある(東京地裁平成18年2月20日判タ1236号268頁参照)。

イ また、私立大学は、大学設置基準に従い、その入学試験を「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う」義務を負っている(学校教育法3条、大学設置基準第2条の2)

ウ 選抜の「公正」さは、入学者選抜のまさに本質的要素であるところ、その具体的態様がどうあるべきかは、上位規範である憲法、教育基本法等その他の法令に照らして判断されなければならない。

5 エ 日本国憲法は、第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、第14条1項「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」、第26条1項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定する。

10 オ 教育基本法第4条1項は、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」として、
15 教育における男女平等原則を規定する。

カ これらの規定により、個人が、その性別にかかわらず、私立大学の入学者選抜において、同一の試験を受ける権利、すなわち性別を理由として差別されない権利を保障されていることは明らかである。

20 キ したがって、私立大学を運営する学校法人である被告が、入学者選抜に際し、女性という性別に着目してその合格者数を抑制することを意図し、属性調整を含む採点等一連の手続きを通じて実際に女性の合格者数を抑制する効果を持つ入学者選抜試験を実施する行為は、憲法、教育基本法、学校教育法によって保障された女子個人の上記権利を侵害し、かつ、大学設置基準第2条の2において求められる入学試験の「公正」さを著しく欠き、違法である。
25

ク また、男女共同参画社会基本法は、私立大学を含めすべての国民が学

校等における男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるべき責務を定め（第10条）、同法第3条は、男女共同参画社会の形成の根幹的価値として「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること」を掲げる。

5 ケ このように、私立大学は、教育機関として男女共同参画社会の形成に寄与すべき社会的責務を負っているところ、被告が入学者選抜に際し、女性の合格者数の抑制を意図し、属性調整を含む採点等一連の手続きを通じて実際に女性の合格者数を抑制する効果を持つ選抜試験を実施する
10 ことは、これらの価値を蔑ろにし、男女共同参画社会の形成を阻害するものであって、断じて許されない。

コ 以上のとおり、本件入学者選抜行為は、女性が男性と同一の入学者選抜を受ける権利、女性を差別的に取扱う入学者選抜試験を受けさせられない権利を侵害し、女性の尊厳を著しく毀損し、女性が個人として能力
15 を発揮する機会を奪うものである。

サ 加えて、男女共同参画社会基本法が定める教育機関としての社会的責務に明白に違反するものであるから、その違法性は極めて大きく、強い非難に値する。

6 被告の行為により侵害された原告らの権利・利益

20 これまで述べてきたとおり、本件入学者選抜行為（甲12手続①～⑧）は、全体として一個の違法な差別行為であるところ、以下では、順次、各手続が進められるなかで、受験生の募集手続とそれに対する出願（同手続③、④）ならびに採点手続及び合否判定の段階（同手続⑦、⑧）において、原告らの具体的権利が侵害されたことを述べる。

25 (1) 被告の違法行為と原告ら女子受験生の接点としての募集手続等

ア 被告は、予め女子受験生の合格者を抑制する目的で、その実現のため

に属性調整を含めた一連の入学者選抜体制について意思決定した時点（甲 12 手続①）で、違法な入学者選抜体制の構築に組織として着手したというべきであり、その実施される各手続は、当該目的達成に向けた一連の過程として位置づけられる。

5 イ なお、被告の上記意思決定の時点（甲 12 手続①）では、確かに被告内部の決定にとどまり、具体的な受験生の権利侵害は生じていないものの、被告による入学者の募集要項の公表（甲 12 手続③）により、違法な入学者選抜体制と社会との接点が生じた。

10 ウ この募集に応じて女子受験生が出願し試験を受けた段階から、順次、女子受験生の具体的権利が侵害されるに至った（甲 12 手続④～⑧）。

エ 換言すれば、女子受験生を差別的に扱い、女子合格者を抑制するという目的を含む本件入学者選抜体制について、被告が意思決定をした段階（甲 12 手続①）で、既に、女子受験生に対する権利侵害の高度の蓋然性が生じていたところ、手続きが進行し、実際に女子受験生が募集に応じて出願し、試験を受けるに至る過程（甲 12 手続③～⑧）で、その権利侵害が現実化したものといえる。

(2) 募集手続が欺罔行為にあたること

20 ア 被告は、少なくとも平成 27 年度から平成 30 年度の入学者選抜に至るまで、入学者選抜体制が内包している女子受験生に対する差別的目的や属性調整の事実を秘したまま、あたかも、「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行」われるかのように装い、入学希望者を募集してきた（甲 12 手続③、以下「本件募集手続」という。）。

25 イ 本件募集手続は、事前に定められた入学者選抜の女性差別的意図と評価方法を偽ってなされた女子受験生に対する欺罔行為であり、それにより、原告ら女子受験生は、諸権利（その内容は後述する）を侵害された。

ウ 仮に、原告らが、被告の差別的意図や属性調整の存在を事前に知って

いたならば、被告を受験しなかったことは明らかである。

エ ところが、被告の欺罔的な本件募集手続により、原告らは、被告の入学者選抜が受験生の性別にかかわらず当然「公正、公平な」扱いをする体制を整えているものと誤信し、受験の申込みを行い、被告の入学者選抜試験を受けるに至った。

オ なお、被告は、女子の合格者数を抑制する目的を持った入学者選抜体制を構築・実施するに際し、当該目的を正面に掲げた入学者選抜の実施が法的に許されないことを十分認識していたはずである。

カ 被告は、男女共学であることを前提として、少なくとも、外見上は、「公正」、「公平」かつ「適法」にみえる入学者選抜試験を実施するためには、女子受験生を差別することを秘して、入学者を募集し、一定数の女子合格者を出すことが不可欠だった。

キ だからこそ、被告は、女子に対する欺罔的な募集行為に及んだのである。

ク このようにして、被告の欺罔的募集行為に応じて被告の入学者選抜試験を受験した女子受験生は全て、被告における女性差別的な試験の実施を可能にするための「重要な構成要素」として組み込まれることになった。

(3) 大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失

原告らは、被告の女性に対する差別的意図や属性調整の存在を知っていたならば、本来受けるはずのなかった被告の入学者選抜試験を受験させられたものであり、それによって、大学選択に関する自己決定権（憲法第13条）を侵害されただけでなく、限られた時間と資源を、被告を受験するために費やすこととなり、他大学の入学者選抜試験を受験する機会を喪失させられた（最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁、大阪高裁平成16年10月14日判時1890号54頁参照）。

(4) 教育上の平等権及び人格権侵害

ア 原告らは、被告の受験生募集に応じて出願し、被告の入学者選抜試験を受験することで、自らの意に反して、教育上差別されない権利や人格権をも侵害された。

5 イ 上述のとおり、本件入学者選抜行為は、性別を理由として女子受験生を男子受験生より劣位に置くという発想に基づいており、女子の合格者数を抑制することそのものを目的とした差別のシステムである。

ウ かかる一連の本件入学者選抜の実施手続は、目的と効果の両面において、女子受験生に保障されている男子受験生と同一の入学者選抜試験を受ける権利（女子差別撤廃条約第10条、憲法第14条1項、同第26条第1項、教育基本法第4条第1項）を侵害するものである。

エ また、女性の存在そのものを性別を理由にして男性より劣位に扱うことで、個人の尊厳や人格の根幹部分（憲法第13条）を否定するものであって、その違法性は著しい。

15 オ 原告らは、被告の募集に応じた時点で（甲12手続④）、意に反して、かかる被告の女性に差別的な入学者選抜体制に組み込まれることとなり、上記の男子受験生と同一の入学者選抜試験を受ける権利、女性に対する差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利、及び女性としての人格権を侵害された。

20 第2 損害論

1 原告らには、各年度の入学者選抜において本件属性調整が行われることを秘して被告が募集を行い、女性差別（女子合格者数の抑制）を目的とする入学者選抜に参加させられたことにより、原告ら全員が、入学検定料、交通費等の実費は当然のこと、後述するとおり、多大な精神的苦痛を受け、金銭

25 によって慰謝されるべき損害を受けていることは明らかである

2 受験慰謝料について

(1) 医学部受験の実態

ア 一般に、医学部の入学者選抜（入試）は、医師としての国家資格取得及び職業選択に直結することから、きわめて熾烈な競争が存在する。例えば、2019年度の私立大学医学部の合格率は6.9倍から89.2倍である（甲14p12）。被告の倍率も平成27年度が34.7倍（甲15）、平成28年度が24.3倍（甲15）、平成29年度が20.7倍（甲16）、平成30年度が26.3倍と、高くなっている（甲17）。

イ 私立大学医学部の出題形式は、大学によって出題科目が異なったり、出題内容の特色があり、たとえば、被告の入学試験では、適性試験や小論文など、過去の被告の出題形式等を研究し、特別な対策を必要とする科目も存在する（甲14p9～11、p13～16）

ウ したがって、各大学の入学者選抜全般に向けた学力の向上のみならず、受験生らは長時間かつ長期間、時間的犠牲や教材や予備校代などの経済的負担に耐えながら、被告の入学者選抜に焦点を合わせて試験勉強に取り組んで準備を行っているのである。

エ また、私立大学の場合、入学者選抜日程が集中しており、一人が受験できる大学数は限られている（甲14p1、p5～6、p8）。

オ そのため、原告らは、相当程度早い時期に受験校を選択し、それに向けて特別な準備を行ってきたのであり、原告らの被告の医学部入学者選抜のために照準を合わせて投入する時間と経済的な犠牲は極めて大きいというべきである。

(2) 被告の属性調整を知った原告らが受けた精神的苦痛

ア 原告らは、多くの犠牲を払い、熾烈な受験勉強を経たのちに、被告の実施した入学者選抜の募集に応じ、実際に受験した。

イ しかし、被告の入学者選抜においては、そもそもその努力や能力とは全く無関係な、「女子受験生であること」を理由として男子受験生より

不利益に扱うことが、あらかじめ組織的に決められた差別的な選抜過程となっていた。

5 ウ 原告らは、被告の入学者選抜のかかる差別性や「不公正」「不公平」さを知らずに、被告の欺罔行為により意に反して同選抜手続に参加させられたことにより、上述のとおり、憲法で保障された平等権及び人格権を侵害された。

エ そして、原告らは「女子受験生であること」を理由として劣った存在として扱われたことで、人格的尊厳を著しく傷つけられ、多大な屈辱感、精神的損害を負ったものである。

10 オ また、原告らにおいて、被告が女子受験生を差別する本件属性調整を行っているを知っていたら、被告の入学試験を受験せず、他の大学を受験していたことが明らかである。

カ これはすなわち、被告の行為によって、他の大学を選択する機会を奪われたというべきである。

15 キ この点につき、裁判例では、大学の行為によって受験生がほかの大学推薦入学者選抜を受験するか否かを検討する機会を喪失したことについて、慰謝料が認められている（大阪高判平成16年10月14日判時1890号54頁参照）。

20 ク とりわけ、原告らは、被告が公平、公正な入学者選抜を実施しているものと信じ、被告の入学者選抜の出題形式や出題傾向等について、過去問や予備校等を通じて調査し、被告の入学者選抜に照準を合わせて、他大学の入学者選抜との調整を行い、被告を受験することに向けて努力してきた。

25 ケ 仮に、原告らが被告による属性調整が行われることを知っていたならば被告を受験しなかったのであるから、それに向けた努力も不要であり、むしろ、原告らのこれらの努力は、本来、他の大学受験に向けられ

たはずであった。

コ 原告らは、被告の違法な本件入学者選抜行為により、被告の受験に対して照準を合わせて積み上げてきた自らの努力が全て裏切られたことに対し、絶望し、強い憤りを覚えている。

5 サ さらに、訴状第5の1(8)乃至(11)で述べたとおり、被告は、第三者委員会から性別という属性による一律の差別的取扱いが行われたものと認めざるを得ないと結論づけられても、一律機械的に評価を行ったとは認識していないと弁解してきた。被告は、「属性を理由として一律的に取扱いの差異を設ける」行為の意味について、当該属性に属する
10 全ての受験生に、その属性を理由として、均一の加点、減点を機械的に行うという意味であり、統計学的な有意差の有無による判断とは異なると主張し(甲18p4)、全体的な傾向としての男女の点数差は、あくまでも調査書等の評価において、評価担当者らが受験者の調査書等を個別に評価し、評価担当者らの心証による総合評価を行った結果であると強弁
15 した(甲18p4~5)。被告は、男女間における点数差が生じた理由は、調査書等の評価を行った評価担当者らの、「将来良き臨床医」となるために必要な資質についての評価の方向性が類似しており、そのような類似の方向性を有する者らが調査書等の評価にあたった結果であると考えていると説明している(甲18p5)。このように、被告は、男女間の点数
20 差は、あくまで偶然の結果として生じたと主張するようであるが、上記第1の1(2)オ(ウ)で述べたとおり、平成27年度から平成30年度の2次試験受験者の得点について、得点パターンが偶然起きる結果を計算すると、偶然に生じる確率はほぼ0なのである。そのため、被告の説明は、明らかに不合理である。

25 シ このように不合理な弁解を繰り返してきた被告に対し、文部科学省は、令和2年10月1日付で不適切な入試があったと見なさざるを得な

いと口頭で通告した。これを受けて、同年同月27日、日本私立学校振興・共済事業団は、被告に対し、2020年度の私学助成金を50%減額する決定を行った。

5 ス 被告は、被告が受験生をはじめとする関係者に対し、被告ホームページ上で謝罪していることを立証趣旨として、令和2年12月10日付
「平成27年度から平成30年度までの本学一般入学試験出願者への入学検定料等相当額の返還について（お知らせ）」と題する書面（乙1）
10 を書証として提出しているが、かかる書面（乙1）では、単に、「長期にわたりご心配、ご迷惑をおかけしましたこと」を「お詫び」しているにすぎない。被告は、上記サ及びシで述べた通り、第三者委員会の結論を受けても、文部科学省から口頭通告を受けても、私学助成金を減額されても、なおも、女子受験生を差別的に取扱ったことを認めず謝罪をすることもなく、表面的な「お詫び」をしているにすぎない。

15 セ このように、原告らが将来を切り開くべく尽力してきた重大な場面で、被告による欺罔行為の結果、公正、公平な入学者選抜が実施されると誤信し、被告を受験させられたことで人格権が侵害され、他の大学を受験する機会を奪われたことで被った精神的苦痛、さらには、被告が不合理的な弁明を繰り返すことにより被った精神的苦痛は甚大であり、これらを慰謝するための金額は300万円を下らない。

20 第3 求釈明

1 被告は、女性という属性に着目して点数調整し女子受験生を差別する配点をしていた事実を認めておらず、被告が性別による属性調整を行ったか否かが重要な争点になっているところ、被告が入学試験要綱に記載されていない配点を実際に具体的にどのように行っており、本件ヒアリング対象
25 者が採点方法をどのように把握していたのかについて、明らかにされる必要がある。被告は、平成31年3月29日から令和元年8月23日までに、

被告の第三者委員会が行った本件ヒアリング対象者から聴取した内容を記録した資料を提出されたい。

- 2 被告は、A元入試委員長らや入試委員らの主観的な認識ではなく、客観的な事実として、「性別に着目した配点があったか」についての認否を明らかにされたい。

5